

「青森県U I Jターン就職促進交通費助成事業補助金」 よくある質問FAQ

＜補助対象経費（補助の対象となる経費）関係＞

Q 1. 県内に実家がありますが、面接先企業まで距離があるため、宿泊施設に前泊しました。この場合、宿泊費の補助を申請することはできますか。

A 1. 宿泊施設を利用した場合は対象となります。

Q 2. 補助対象経費となる具体的な交通手段はどのようなものですか？
また、補助対象経費となる具体的な宿泊施設とはどのようなものですか？

A 2. 鉄道、航空機、船舶、バスなど公共交通機関の料金が対象となります。また、鉄道に関しては、グリーン料金、グランクラス料金を除いた額が対象となります。

タクシーや自家用車、高速道路利用料は対象外です。

また、対象経費となる宿泊施設については、ホテル、旅館、スーパー銭湯などが対象となります。漫画喫茶、インターネットカフェ、カラオケ店などは対象外です。

Q 3. 交通費と宿泊費がセットになったパック型旅行商品の場合、補助対象経費となりますか。また、どのように記載すればいいですか。

A 3. パック型旅行商品も補助対象経費となります。この場合、宿泊費は定額3,000円の支給となりますので、下記の計算方法により算出した交通費を記載してください。また、記載にあたっては記入例【交通費・宿泊費パック型の場合】を御確認ください。

パック型旅行商品の総額－宿泊費相当額（6,000円）＝交通費

Q 4. 県外の住所地と面接先企業の住所との往復の経路はどのような経路でもよいですか。

A 4. 県外の住所地と県内の目的地の往復に当たって最も合理的と認められる経路が対象となるので、適切な経路を選択してください。また、申請書には住所地を確認できる書類を添付してください。（運転免許証や公共料金の領収書など）

Q 5. 県外の住所地から県内にある実家に立ち寄り、そこから企業の面接等に参加した場合の交通費は対象になりますか。

A 5. 対象になります。ただし、実家への移動が面接等を目的としたものである必要がありますので、移動日と面接等の日付が極端に離れている場合は対象外とさせていただきます。

※企業訪問日前後 1 週間以内を対象とします。その他事情がある場合には、お問合せください。

例：6月14日 往路 新幹線で青森へ（6月13日は対象外）
6月21日 面接日
6月28日 復路 新幹線で東京へ（6月29日は対象外）

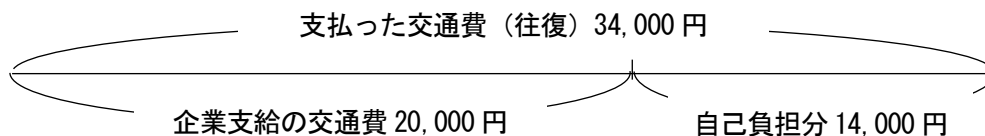
Q 6. 申請は必ず往復の経路を提出しないとイケませんか。例えば、就職活動以外の目的で実家にすでに滞在しており、企業との面接後県外の居住地へ移動した場合は対象になりますか。

A 6. 就職活動に要した経費として、復路のみの申請も可能です。

Q 7. 採用試験等を受けた企業や他の地方公共団体等から交通費の一部支給を受けましたが、自己負担をした分については対象になりますか。

A 7. 企業等から一部支給を受けた場合でも、交通費の2分の1の額を補助します。ただし、企業等からの支給額と補助金額の合計額は、補助対象者が支払った交通費の額を超えないものとします。

例：補助対象者の方が、往復で 34,000 円の交通費を支払って、県内企業の採用試験を受け、その際、企業から 20,000 円の交通費支給を受けた場合
補助対象経費の2分の1に相当する額又は 17,000 円のいずれか低い額以内の額として
いますので、17,000 円になります。しかし、企業からの支給額と補助額の合計額が 37,000 円となってしまう、支払った交通費の額を超えてしまいます。この事例の場合、補助額は 14,000 円とします。



<添付書類>

Q 1. 交通費の領収書を取得していませんが、申請できますか。

A 1. 領収書にかかわらず、交通費を支払ったことが証明できる書類（クレジットカードの明細、乗車前の切符のコピー等）があれば、その原本又はコピーを添付の上、申請できます。交付要綱第5第2項により、証明できる書類がなければ申請できません。**必ず領収書等は取得、保管しておいてください。また、領収書の宛名は本人にしてください。**

Q 2. 交通費を支払ったことが証明できる書類とは、どのようなものですか。

A 2. 「切符を購入した際の領収書」、「切符を購入した際のクレジットカードの明細」、「乗車前の切符のコピー」、「降車時に駅で無効印を押した切符」、その他移動に要した費用が分かるもの（原本又はコピー）です。

Q 3. 交通費を支払った証明書として、乗換案内の検索結果は使用できますか。

A 3. 使用できません。

Q 4. 領収書が往路の片道分しかありませんが、復路の金額は覚えています。申請すれば往復分が対象となりますか。

A 4. 領収書等、交通費を支払ったことが証明できる書類（原本又はコピー）がなければ補助の対象となりません。この場合は往路片道分が補助対象となります。

<申請方法>

Q 1. どのように申請すればいいですか。

A 1. メール又は郵送で提出をお願いします。なお、書類に不備などがあった場合、確認がスムーズに行えることからメールでの申請を推奨しております。

Q 2. メールで申請する場合の注意点はありますか。

A 2. メールで申請する場合は、下記の申請専用メールアドレスに送信してください。また、携帯メールアドレスよりも、PC用メールアドレスでの送信を推奨いたします。なお、迷惑メール対策をしている方は、申請の前に「@pref.aomori.lg.jp」を受信できる設定にしてください。

訪問先企業等の証明、添付書類、誓約書に関しては申請書等をスキャンしてPDFデータで添付してください。

◆申請専用メールアドレス：kotsuhijosei@pref.aomori.lg.jp
◆メール件名：令和6年度 青森県交通費補助金 申請書 (●●●●) ←申請者氏名

Q 3. 申請書が届いているか確認したいのですが。

A 3. 郵送の場合、こちらから個別に受理の御連絡は差し上げません。メールの場合は県から確認メールを返信します。

<補助回数>

Q 1. 複数企業の採用試験を受けましたが、補助は何回受けられますか。

A 1. **補助は対象者1人につき、1年度1回限りです。**なお、就職に係る企業説明会、採用試験・面接、インターンシップで**同一企業**を複数回訪問した場合のみ、**まとめて1回として申請が可能**です。

<補助金の支給時期>

Q 1. 補助金はいつ支給されますか。

A 1. 申請書受理後、おおむね1ヶ月程度で支給額の決定を行い、決定通知書をお送りします。その後、請求書を提出していただいてから、おおむね1～2ヶ月で支給となります。

<合同企業説明会、企業の説明会>

Q 1. 合同企業説明会に参加した場合、交付申請書の「訪問先企業等証明欄」は、合同企業説明会を主催している企業や行政機関の担当者に記載してもらってもいいですか。

A 1. **原則、合同企業説明会等でブース訪問した企業の担当者の方に記載してもらってください。**
やむを得ず、主催者に記載してもらった場合は、余白にブース訪問した企業名を記載してください。

Q 2. 企業の所在地とは別の場所で行われた説明会に参加した場合、交付申請書の「訪問先企業等証明欄」には、企業と説明会場の所在地のどちらを書けばいいのでしょうか。

A 2. 企業と会場の所在地、両方記載してください。

<訪問先企業>

Q 1. 交付申請書の「訪問先企業等証明欄」に、訪問先企業から記載してもらい忘れました。県から訪問先企業に確認をしてもらうことは可能でしょうか。未記載で申請してもいいのでしょうか。

A 1. 申請者の方が自ら、訪問先企業に第1号様式の当該欄に記載してもらった上での、申請となります。
県から訪問先企業に直接記入を依頼することはありませんので、企業訪問時に記載を忘れ

た場合は、後日、訪問企業へ記載してもらおうよう問い合わせてください。ただし、未記載の場合でも、採用試験の選考結果等、企業を訪問したことが証明できる書類（コピー）の添付をすることで替えることができます。

なお、企業のパンフレット等は代替の書類となりません。

Q 2. 本社が県外にある企業の採用試験を、青森県内の事業所で受けた場合は対象になりますか。

A 2. 本社が県外にある企業であっても、青森県内に支店や事業所等があり、そこで採用試験、面接等を受けた場合は補助の対象になります。

<その他>

Q 1. 採用試験を受けた結果、不採用となりましたが、補助の対象となりますか。

A 1. 不採用の場合も補助の対象となります。

Q 2. 交付申請はいつまでに行う必要がありますか。

A 2. 令和7年3月21日（金）17時までに**若者定着還流促進課に必着**で提出してください。